



資料編

1 東大和市子ども・子育て支援会議条例

平成25年6月25日

条例第26号

改正 平成28年12月14日条例第36号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条の規定に基づき、市長の附属機関として、東大和市子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 支援会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 特定教育・保育施設（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。）の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業（法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。）の利用定員の設定に関する事。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画（法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。）の策定又は変更に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する施策の実施状況に関する事。
- (5) その他子ども・子育て支援の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項

(組織及び委員)

第3条 支援会議は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども（法第6条第1項に規定する子どもをいう。）の保護者 3人以内
- (2) 学識経験者 3人以内
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 3人以内
- (4) 学校教育関係者 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 支援会議に会長及び副会長1人を置き、その選任方法は、委員の互選による。

2 会長は、支援会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 支援会議に係る会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 支援会議は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、意見及び説明を聴取することができる。

(庶務)

第8条 支援会議の庶務は、子育て支援部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

附 則(平成28年12月14日条例第36号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 東大和市子ども・子育て支援会議の委員名簿

(◎会長、○副会長・区分毎五十音順・敬称略)

区分	氏名	所属等	備考
子どもの保護者	井上 美紀	公募委員	令和元. 8 就任
	黒田 舞子	公募委員	令和元. 7 退任
	黒岩 真	公募委員	
	水上 早苗	公募委員	
学識経験者	上田 みどり	ぼけっと文庫代表 元指導室 24 時間電話相談員	
	◎佐々木 晶堂	東京都社会福祉協議会 児童部会 顧問 東大和市私立保育園園長会 会長	
	續谷 信代	民生委員・児童委員(主任児童委員)	
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	相澤 靖	れんげ学園 園長	令和元. 8 就任
	梶原 好美	れんげ保育園 園長	令和元. 7 退任
	神原 久	すこやか病児・病後児保育室副施設長 (広沢こどもクリニック)	
	小林 由美子	東大和早樹保育園 保育士	
	仲里 玲子	れんげ保育園 園長	平成 31. 3 退任
学校教育関係者	○網干 裕之	狭山ヶ丘幼稚園 園長	令和元. 7 退任
	○押本 博久	大和八幡幼稚園 園長	令和元. 8 就任
	菅野 仁一	東大和市立第一小学校 校長	平成 31. 3 退任
	濱脇 哲也	東大和市立第一小学校 校長	平成 31. 4 就任

3 子ども・子育て支援会議の審議経過等

○ 東大和市子ども・子育て支援会議

【平成30年度】

開催日	会議名	内容
平成30年5月28日	第1回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ・次期（第2期）東大和市子ども・子育て支援事業計画の策定について ・東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査について
平成30年8月29日	第2回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ・東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査（スケジュール等）について
平成30年10月9日	第3回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ・東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査（調査票）について
平成31年1月29日	第4回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ・東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査中間集計について ・次期（第2期）東大和市子ども・子育て支援事業計画の名称について
平成31年3月19日	第5回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ・次期（第2期）東大和市子ども・子育て支援事業計画の名称の決定について ・次期（第2期）東大和市子ども・子育て支援事業計画の名称の決定について

【令和元（平成31）年度】

開催日	会議名	内容
平成31年4月5日	第1回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ・東大和市子ども・子育て未来プランの骨子案について
令和元年5月29日	第2回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ・東大和市子ども・子育てニーズ調査の分析について ・東大和市子ども・子育て未来プランの骨子案について
令和元年7月1日	第3回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ・東大和市子ども・子育て未来プランの骨子案について
令和元年8月22日	第4回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ・東大和市子ども・子育て未来プラン（案）について
令和元年9月25日	第5回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ・東大和市子ども・子育て未来プラン（案）について ・教育・保育等の量の見込みについて
令和元年10月28日	第6回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ・東大和市子ども・子育て未来プラン（案）について
令和元年11月21日	第7回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ・東大和市子ども・子育て未来プラン（案）について ・教育・保育等の提供区域の設定について ・教育・保育等の量の見込みについて

開催日	会議名	内容
令和2年1月31日	第8回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果と意見に対する考え方について ・東大和市子ども・子育て未来プラン(案)について ・教育・保育等の量の見込みについて
令和2年2月7日	答申書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・東大和市子ども・子育て未来プランについて

○ 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施

実施日	内容
平成30年10月26日 ～11月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児の保護者、小学生の保護者、中学生、高校生に調査票を配布・回収

○ パブリックコメント（意見募集）の実施

実施日	内容
令和元年12月4日～ 令和2年1月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・東大和市子ども・子育て未来プラン（素案）の意見募集について

○ 市民説明会

開催日	回数	会場	内容
令和元年12月15日	第1回市民説明会	市役所 会議棟 第1・2会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・東大和市子ども・子育て未来プランについて
令和元年12月18日	第2回市民説明会	市役所 会議棟 第6会議室	

【あ行】

愛の手帳（東京都療育手帳）

東京都の制度で、知的障害者（児）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者（児）に対する社会の理解と協力を深めるために交付し、知的障害者（児）の福祉の増進に資することを目的としている。障害の程度により、1度から4度に区分される。

【か行】

核家族（化）

夫婦とその未婚の子どものみからなる世帯。核家族とは単に家族構成の形態を指すものであって構成人数を問わないため、いくら子どもの数が多くても親と子どもだけで居住していれば核家族となる。

合計特殊出生率

1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す数値で、15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。合計特殊出生率がおよそ2.08のとき、人口は増加も減少もしない。また、この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができる。

コーホート変化率法

あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に注目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法。

子ども・子育て支援新制度

平成27（2015）年4月から施行された「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいう。

子ども・子育て支援法

平成24（2012）年8月に制定されたわが国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法、その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とした法律。地方公共団体に「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けている。

【さ行】

自己肯定感

自らのあり方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意識を肯定できる感情などを意味する言葉。自尊心、自己存在感、自己効力感、自尊感情などと類似概念であり、同じ様な意味で用いられる。

次世代育成支援行動計画

次世代育成支援を計画的に推進するため、平成15（2003）年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、地方公共団体に策定が義務付けられていた計画。平成27（2015）年度以降、地方公共団体の策定は任意とされている。

次世代育成支援対策推進法

日本における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として制定された法律。

児童憲章

日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福を図るために制定された児童の権利宣言。昭和26（1951）年5月5日に制定。

児童福祉法

児童が良好な環境において生まれ、かつ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止策を含むすべての児童の福祉を支援する法律で、昭和22（1947）年12月12日に制定。

就業率

15歳以上の人口の中で、実際に働いている人の就業者の割合。就業者とは、従業者と休業者を合わせたもので、従業者は、調査週間中において、収入を伴う仕事を少しでも（1時間以上）した者、休業者は、仕事を持っていながら調査週間中に病気や休暇などのため仕事をしなかった者のうち、①雇用者で、仕事を休んでいても給料・賃金の支払を受ける者と、②自営業主で、自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから30日にならない者をいう。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある者に対して、交付されるもので、各種の援護を受けるための証明となるもの。障害の程度については、障害の程度により1級から6級までに区分されている。7級の障害は、単独では交付対象とはならないが、2つ以上の障害が重複して6級以上となる場合は手帳が交付される。

【た行】

待機児童

子育て中の保護者が保育園等または学童保育所に入所申請をし、入所条件を満たしているにもかかわらず、入所できない状態にある児童。

男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人などの親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。

【や行】

養育協力員

保護者の出産・疾病等で家庭における養育が困難となった児童を一時的に預かる協力家庭。